

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 愛媛厚生年金 事案955

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月1日から48年8月1日まで

日本年金機構から「厚生年金加入記録のお知らせ」が届けられ、その記録によると、申立期間の標準報酬月額は6万8,000円とされている。

しかし、申立期間直前の昭和46年11月から47年7月までの標準報酬月額は10万4,000円、申立期間直後の48年8月から49年7月までは13万4,000円、及び49年8月からは17万円となっており、申立期間当時は、12万円ぐらいの給料をもらっていたと思うので、当該期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B工場の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額は、昭和46年11月の等級区分の改定において10万4,000円、47年8月の随時改定において6万8,000円、48年8月の随時改定において13万4,000円及び49年8月の随時改定において17万円と、それぞれ改定されている。

しかしながら、A社B工場は、「当社には、申立期間の資料は残っておらず、当該期間の状況を確認することはできないが、同期間より前の昭和45年の標準報酬月額の変更届によると、申立人に係る標準報酬月額が10万円であることが確認できることから、申立期間の標準報酬月額が6万8,000円というのは低過ぎる。当時から標準報酬月額の変更届については、機械化され、給与明細と連動して当該届出書が作成されており、標準報酬月額の転記ミスは考え難い。」と説明している。

また、上記標準報酬月額の変更届には、月額変更の対象となる3か月の報

酬月額並びに変更前後の標準報酬月額及び標準報酬等級が記載されている上、当該変更届に記載されている申立人を含む73人の記録と、社会保険事務所の記録を確認したところ、全て一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人と同様に昭和37年12月頃からA社B工場で勤務し、申立期間当時、同事業所で厚生年金保険に加入していた従業員は97人（申立人を含む。）確認できるところ、標準報酬月額が極端に変動している従業員は申立人以外に見受けられない上、前述の従業員のうち連絡を取ることができた従業員6人は、「当時の給与は、上がることはあっても、下がることは無かった。給与は標準報酬月額とおおむね合っていた。」旨証言していることから、事業主が申立人の申立期間に係る標準報酬月額変更届を誤って届け出たとは考え難い。

加えて、年金事務所は、「申立内容を確認できる資料は無いが、申立期間及び同期間前後の申立人の標準報酬月額は、昭和46年11月は10万4,000円、47年8月は6万8,000円、48年8月は13万4,000円となっているが、申立人は、同一事業所で勤務し、勤務形態等に変化が無いことから、大幅な標準報酬月額の減額及び増額は常識的に不自然であり、当時の事務処理上の間違いも否定できず、被保険者原票への記載間違いも否定できない。」旨回答している。

上記のことから、事業主が申立人の昭和47年8月の随時改定時の標準報酬月額を6万8,000円として届け出たとは考え難く、申立期間前後の等級区分の改定時及び随時改定時の標準報酬月額（10万4,000円及び13万4,000円）から判断して、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円に訂正することが必要である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和55年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和22年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和55年9月30日から同年10月1日まで

昭和45年3月16日にA社に入社し、平成15年12月31日まで継続して同社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書、従業員カード及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に昭和45年3月16日から平成15年12月31日まで継続して勤務（昭和55年10月1日にA社C支店から同社本社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和55年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和55年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

申立期間当時、夫の会社には厚生年金保険が無かったため、昭和52年4月頃に、市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、毎月、同支所で、国民年金保険料を税金などと一緒に納付していた。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和52年4月頃に、国民年金の加入手続を市役所支所で行い、同支所で、国民年金保険料を税金などと一緒に毎月納付していた。保険料を遡って納付したこともないし、同支所以外の銀行等でも納付していない。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月23日に払い出され、50年4月1日に遡って国民年金に加入（平成19年3月14日付けで、国民年金被保険者資格取得日を昭和50年4月1日から52年4月26日に訂正）し、53年4月から国民年金保険料を現年度納付されていることが確認できる上、同市は、「支所では国民年金保険料を過年度納付することはできない。」旨回答していることから、当該記号番号が払い出された時点では、申立期間に係る保険料は過年度保険料となり、申立人は、市役所支所において当該保険料を納付することができず、当該時点において同支所で納付することが可能であった同年4月以降の保険料を現年度納付したと考えるのが自然であり、申立人が国民年金の加入手続を行った時期、保険料を納付した時期等を誤認している可能性がうかがわれる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても、納付時期、納付金額等について、申立人の記憶は明確ではなく、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 957 (事案 110 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月から 40 年 6 月まで  
② 昭和 44 年 9 月 17 日から同年 11 月 1 日まで

以前に第三者委員会に申し立てたが、申立期間①(前回の申立期間は、昭和 39 年 2 月から 40 年 12 月まで)及び②(今回の申立期間と同様の期間)について認められなかった。しかし、申立期間①及び②について、A 社(現在は、B 社)及びC社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 前回の申立期間①に係る申立てについては、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の記録が無く、当該期間を含め同期間の前後の期間において健康保険被保険者番号の欠番も無い上、B社は、申立人が勤務していた事実を確認することはできず、同社は、「申立期間①当時、臨時の日雇いとして採用された作業員は正式に採用された後に厚生年金保険に加入した者もいたが、大半は臨時の日雇作業員のままであり、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答しており、申立人が厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

また、申立期間②に係る申立てについては、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間において、申立人が厚生年金保険に加入していた事実を確認することができず、同社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が昭和 44 年 9 月 17 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の同年 10 月 14 日に健康保険被保険者証が返納されていることが記録されている上、同社における申立人の雇用保険の加入記録も厚生年金保険の加入記録とおおむね一致しており、申立

人の同僚からも同社に在職していたことを裏付ける証言を得ることができない。

以上の判断理由等から、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 7 月 31 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立期間①については、申立人は、当該期間当時、A社と一緒に勤務していた同僚として 11 人（前回の申立ての際に、申立人から氏名が挙げられた同僚 6 人を含む。）の氏名を挙げたところ、連絡を取ることができた同僚 5 人のうち 3 人は、申立人が同社に勤務していたことを覚えているものの、申立人の厚生年金保険の加入については分からない旨証言している上、当該期間当時、厚生年金保険に加入し、連絡を取ることができた同社の従業員 14 人のうち、申立人を覚えている者が 1 人確認できたものの、当該従業員から申立人が厚生年金保険に加入していた旨の証言を得ることができず、保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間②については、申立人から、厚生年金保険料の控除を裏付ける新たな資料、証言等はない上、当該期間当時、C社に勤務していた従業員で連絡を取ることができた 14 人から聴取しても、当該期間において、申立人が同社に勤務し、厚生年金保険に加入していた旨の証言を得ることができず、保険料の控除について確認することができない。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。